

1. 件名：「日本原燃(株) 濃縮施設の保安規定に関する面談」
2. 日時：令和5年1月13日(金) 10時00分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
核燃料施設審査部門  
古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原主任安全審査官、高梨安全審査専門職  
六ヶ所原子力規制事務所 鈴木原子力運転検査官  
日本原燃株式会社 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部 部長 他3名
5. 要旨
  - (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、使用実績がなく撤去したドライクリーニング装置の有機溶剤の濃縮・埋設事業所加工施設保安規定等での扱いについて、提出資料に基づき相談があった。
  - (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
    - ・保安規定は、事業者が行う保安活動全体の枠組みを規定するものであり、安全上の重要度を踏まえて記載の程度については整理がなされるべきものであるため、下部規程となる社内要領類での運用等も含めて体系的な認識を社内ですべて共有して対応すること。
    - ・資料の記載では、社内要領類の欄に記載されている対応について、廃棄方法等での問題点への対応が明確になっていないが、社内ですべて整理して対応していくこと。
    - ・説明のあった有機溶剤については、実際には汚染物の洗浄実績はないものの、保安規定においては放射性廃棄物でない廃棄物の管理を第二種管理区域のものしか規定していないため、現状では放射性液体廃棄物の扱いに準じて保管廃棄としているとのことであり、他事業者での処理実績等を参考に適切な運用となるように検討すること。
  - (3) 日本原燃からは、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。
6. その他  
提出資料  
「ドライクリーニング装置等撤去工事に伴い発生した有機溶剤の廃棄について」